

確定申告

お早めに

2月17日(月)～3月16日(月)

※期間中の申告相談は、申告会場での受け付けとなります。

市・県民税申告について

確定申告について

☎課税課 ☎ 36-7140

☎島田税務署 ☎ 37-3121

確定申告会場・受付期間

とき／2月17日(月)～3月16日(月) 午前9時～午後5時(土・日曜日と祝日を除く。午後4時受付終了)
ところ／地域交流センター「歩歩路」多目的ホール
※会場には駐車場がないため、市役所駐車場または公共交通機関などをご利用ください。

【出張申告】

とき・メニュー
◎川根支所／2月26日(水)・27日(木)
◎金谷公民館／2月28日(金)
受付時間／各会場とも午前9時30分～午後3時(27日のみ正午まで)
※収支内訳書が必要とする所得や譲渡所得のある人は、歩歩路会場で

申告してください。
※歩歩路・出張申告会場ともに、混雑状況により、受付終了時間を早める場合があります。

申告が必要な人

【所得税の確定申告】

◎事業・不動産・譲渡などの所得があり、所得の合計額が所得控除額を超える人
◎給与収入が2000万円を超える人。2カ所以上から給与を得ている人。給与以外の所得の合計額が、20万円を超える人など
※公的年金の収入額が400万円以下で、それ以外の所得額が20万円以下の人は、確定申告は不要です。ただし、還付を受けるためには確定申告が必要です。

【市・県民税の申告】

▼確定申告する必要がない人でも、令和2年1月1日現在島田市に居住し、次のいずれかに該当する人は、市・県民税の申告が必要です。
◎事業・不動産・その他の収入があったが、確定申告が不要な人
◎社会保険料控除や医療費控除など、各種控除を受けようとする人
◎勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されない人

申告に必要なもの

◎印鑑、「確定申告のお知らせ」ハガキまたは申告書(郵送された人)
◎昨年の確定申告書の控え

◎申告者・扶養親族などのマイナンバーカードまたは通知カードと身元確認書類(運転免許証など)

◎給与所得などの源泉徴収票の原本

◎収支内訳書や青色申告決算書(営業・農業・不動産所得など)

◎納付証明書(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料など)

◎控除証明書(国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など)

◎医療費控除には、医療費控除の明細書や医療保険者が交付した医療費通知書(医療費の領収書でも可)

※**国保高額療養費**該当者は、高額療養費支給決定通知と領収書が必要(先に国保年金課か各支所へ申請)。

☎国保年金課 ☎ 36-7151

※**おむつ代医療費控除**(6カ月以上寝たきりの人)には、主治医が発行する証明書が必要(2年目以降は長寿介護課が発行する確認書)。

◎障害者控除対象者認定書(障害者手帳を持たない65歳以上で、6カ月以上寝たきりまたは重度の認知症の人)

※**特別障害控除**を受けられる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

☎長寿介護課 ☎ 34-3294

◎寄付金(ふるさと納税など)の領収書

◎所得税の還付の場合、預金口座番号(申告者本人名義)の分かるもの

住宅ローン控除については、17ページ「掲示板」に掲載しています。

「掲示板」に掲載しています。

申告に役立つホームページや相談窓口のご紹介

【確定申告書作成コーナー】

▽いつでも申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
☎ <http://www.keisan.nta.go.jp/>
※作成後は、印刷して郵送してください。

【e-Tax(インターネット)】

▽国税に関する申告などの各種手続きを、インターネット上で行えるシステムです。
マイナンバーカードとICカードリーダーライターがあれば、自宅のパソコンから申告できます。また、税務署でIDとパスワードを受け取るか、マイナンバーカードとカード読み取り対応の機種があればスマートフォンからも申告できます。
☎ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

【電話相談センター】

▽申告に関する相談ができます。島田税務署に電話し、音声案内に従って「0」を選ぶと相談センターにつながります。
開設期間／3月16日(月)まで 午前8時30分～午後5時

税理士による無料税務相談所など、その他税務署からのお知らせは、17ページ「掲示板」に掲載しています。